

徳島大学生物資源産業学部外部評価委員会規則

令和2年1月15日
生物資源産業学部長制定

(設置)

第1条 徳島大学生物資源産業学部及び徳島大学大学院創成科学研究科生物資源学専攻(以下「本学部」という。)に、徳島大学生物資源産業学部外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる本学部に関する事項について、学部長等の依頼に応じて評価し、学部長等に対してその結果を報告する。

- (1) 本学部の教育・研究に関すること。
- (2) 本学部の運営に関すること。
- (3) 本学部の将来計画に関すること。
- (4) 地域連携・国際交流に関すること。
- (5) その他本学部に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、本学の職員以外の者で、大学に関する高い識見を有する次の各号のいずれかに該当する者をもって組織する。

- (1) 教育・研究分野で優れた業績のある者
- (2) 技術開発に対して優れた業績のある者
- (3) 大学運営に対して優れた指導力のある者
- (4) 地域連携・国際交流の発展に対して協力的な者
- (5) 他大学の職員及び本学部の元職員
- (6) その他本学部が必要と認める者

2 前項の委員は、各コース長の推薦に基づき学部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年の範囲内で学部長が定める期間とする。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する学部長の任期の末日を超えないものとし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年2月13日から施行する。